

規模に応じた対応案

事項	大臣所轄の学校法人 (大学・短大・高専を設置する学校法人) ※ ※大規模・広域の知事所轄法人も追加可能とする	知事所轄の学校法人 (左記以外の学校法人)
理事定数	5人以上【現行どおり】	5人以上【現行どおり】 (附則6条園からの移行措置も検討)【新規】
外部理事の数	2人以上【新規：修学支援新制度に同じ】	1人以上【現行どおり】
理事の理事会への 職務報告	年4回以上【新規】	年2回以上【新規】
内部統制システム	決定義務【新規】	任意【新規】
評議員会の決議・承認等	解散・合併・重要な寄附行為変更【新規】	—
	寄附行為で定めた事項、役員の一部免除【現行どおり】	
役員近親者等・教職員などの評議員	属性ごとの上限の設定を検討【新規】	属性ごとの上限の設定を検討【新規】 (小規模法人への配慮も含め検討)【新規】
評議員の権限	3分の1以上の評議員による招集請求 (要件の緩和を検討)【新規】	3分の1以上の評議員による招集請求 【現行どおり】
監査体制	監事の補助・内部監査、 監事と会計監査人の連携、 監事への内部通報など【新規】	任意(内部規程)【新規】
理事近親者等の 監事就任	禁止【新規】	禁止【新規】 (小規模法人の移行措置も含め検討)【新規】
会計監査人	設置義務【新規】	任意(寄附行為の定め)【新規】
振興助成法に基づく 監査	一定額の私学助成を受けた場合【現行どおり】	
	(会計監査人の設置法人は、その会計監査報告で代替可)【新規】	

備考 上記以外にも、小規模な法人の運営実態等に鑑みた配慮措置・移行措置を検討する。